

## U.S. Law Update

2017年8月 No.35

# パイロットプログラム施行後の FCPA 法執行の実情 – 米国司法省の思惑と企業に与える影響

弁護士 塚本 宏達

弁護士 佐藤 恭平

### はじめに

2017年3月10日、米国司法省(DOJ)司法次官補代理の Kenneth A. Blanco 氏は、アメリカ法曹協会(American Bar Association)のホワイトカラー・クライム会議において、DOJの不正部門(Fraud Division)が2016年4月5日に発表した米国腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act (FCPA))のパイロットプログラムの有効期間の終期を延期する旨を発表しました<sup>1</sup>。パイロットプログラムは、汚職行為の当局への自主的な開示、DOJの調査への協力及び適切な改善措置の意欲を高めることで、FCPA違反行為に関与した会社及び個人の責任追及を促進することを目的として、2016年4月、施行期間を1年としてDOJにより発表されていました。

DOJがパイロットプログラム施行後に公表した事例を見ると、DOJがパイロットプログラムに基づき企業側に付与できるメリットを積極的に付与した事例が多く、また、実際にパイロットプログラムに基づき不起訴処分(declination)が下されるケースも蓄積されてきていることから、パイロットプログラムを積極的に運用する意向があることを読み取ることができます。

以上に照らすと、FCPA規制の対象となり得る世界中の企業にとって、パイロットプログラム施行後のFCPAの法執行の実態及び傾向を知ることが重要であるといえます。そこで、本ニュースレターでは、パイロットプログラム施行後のFCPA法執行の状況を事例を踏まえて検討し、パイロットプログラムの運用上の問題点にも触れながら、FCPA違反に直面した企業が考慮すべき要素、なかでも当局への自主的な開示の要件を中心に論じることとします<sup>2</sup>。

### パイロットプログラムの概要

企業による汚職行為の自主的な開示等にインセンティブを与えるため、従前から開示等を行った企業に対して罰金の減額を認めることは実務的には行われていましたが、2016年4月にパイロットプログラムが公表される以前は、企業側の受けるメリットについて文書で明確に示されたことはありませんでした。パイロットプログラム<sup>3</sup>によれば、①汚職行為に関する当局への自主的な開示<sup>4</sup>、②DOJの調査への全面的な協力及び③適切な改善措置の各

<sup>1</sup> <https://www.justice.gov/opa/speech/acting-assistant-attorney-general-kenneth-blanco-speaks-american-bar-association-national>

<sup>2</sup> 本ニュースレターでは、基本的にDOJが公表した事例(及び企業が公表した一部の事例)に基づいた検討を行っています。パイロットプログラムの公表から1年4ヶ月以上が経過しましたが、依然としてDOJが公表している事例の数が十分とは言えないため、あくまで限られた事例に基づく分析・検討であることにご留意下さい。

<sup>3</sup> <https://www.justice.gov/archives/opa/blog-entry/file/838386/download>

<sup>4</sup> 当該違反行為について企業が認識した後速やかに、当局による調査が開始される前に、企業が認識している全ての関連事実を当局に自主的に開示することが求められています。

要件を充足した場合には、DOJ は企業に対して刑の減免等のメリットを与えることができるとされています。

パイロットプログラムによって企業に付与されるメリットとしては、企業が①乃至③の要件を全て充足した場合と、②及び③の要件のみ充足した場合の二パターンがあります。まず、①乃至③の要件を全て充足した場合には、連邦量刑ガイドライン（United States Sentencing Guidelines）に規定された罰金の下限の最大 50%の減軽が認められる、適切なコンプライアンスプログラムが実行されている場合には原則として独立コンプライアンスモニターの選任を要求されない、不起訴処分が認められる等のメリットがあります<sup>5</sup>。他方、②及び③の要件を充足していたとしても、①の自主的な開示の要件を充足しなかった場合には、連邦量刑ガイドラインに規定された罰金の下限の最大 25%の減軽が認められるにすぎません<sup>6</sup>。①の要件充足の有無により企業側に与えられるメリットに大きな差を設けることで、企業側の自主的な開示のインセンティブを高める構造になっています。なお、上記二パターンのいずれの場合であっても、これらの刑の減軽等のメリットを受けるためには、企業は違法に得た利益を返還すること（disgorgement）が求められています<sup>78</sup>。

## 最近の FCPA の法執行の状況

まず、不起訴処分に関する状況としては、パイロットプログラム施行後、現在までに DOJ がパイロットプログラムに基づく不起訴処分として公表した事例は 7 件あります。DOJ がパイロットプログラムに基づく不起訴処分であると公表したものに限らなければ、DOJ が不起訴処分を下したケースは、少なくとも 2015 年に 5 件、2016 年には 11 件が確認でき、2017 年は第 2 四半期末日までで既に 7 件に達していることからすると<sup>9</sup>、パイロットプログラム施行後は増加傾向にあると考えられます<sup>10</sup>。不起訴処分の件数の増加の背景には、企業側のインセンティブを高めるべく DOJ がパイロットプログラムの積極的な運用を試みていること、また、パイロットプログラムによるメリットを受けるべく実際に当局への自主的な開示を行う企業が以前よりも増えたこと<sup>11</sup>等の事情があると考えられます。

パイロットプログラムの施行後、現在（2017 年 8 月 20 日）までに、FCPA 違反で問題となった企業として DOJ が公表したケースは、本ニュースレター末尾の表に記載された 20 件<sup>12</sup>となっています。

公表された 20 件のうち、企業が当局に対して FCPA 違反行為を自主的に開示したケースは 9 件あり、そのうち 7 件で DOJ は不起訴の処分を下しています。BK Medical ApS 及び General Cable Corporation のケースでは、企業側が自主的な開示を行ったにもかかわらず不起訴処分が認められませんでした。BK Medical ApS のケースは、企業側が内部調査の過程で発見した特定の関連情報を開示していなかったことを理由に DOJ への全面的な協

<sup>5</sup> パイロットプログラム B.2 参照。

<sup>6</sup> パイロットプログラム B.1 参照。

<sup>7</sup> パイロットプログラム脚注 6 参照。

<sup>8</sup> パイロットプログラムの概要につきましては、弊事務所「企業不祥事・コンプライアンスニュースレター」第 15 号もご参照いただければ幸いです。

<sup>9</sup> FCPA Blog (<http://www.fcpablog.com/>) の各年度の Enforcement Index の情報、企業が自主的に開示した情報等に基づきます。

<sup>10</sup> 必ずしも DOJ が不起訴処分を下した全てのケースが公表されているわけではないため、実際にどれくらいの数の不起訴処分が下されたのかを正確に知ることは困難であることに注意が必要です。さらに、公表されていないケースに関して、DOJ がどのような事実を評価して不起訴処分を下したのかは必ずしも明らかではありません。不起訴処分に至った理由は様々であり、例えば、管轄の不存在等も不起訴処分の理由になり得るため、FCPA の法執行に関する現在の傾向を検討する上で、不起訴処分の数のみを比較することには慎重になる必要があります。

<sup>11</sup> 2016 年 11 月 3 日、DOJ 司法次官補の Leslie R. Caldwell 氏は、具体的な数字には言及しませんでした。パイロットプログラムの施行後、FCPA 違反行為の当局への自主的な開示を行う企業の数が増えていると発言しました

(<https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-leslie-r-caldwell-delivers-remarks-highlighting-foreign>)。なお、企業による自主的な開示に関する興味深い事例として、Lennox International Inc.のケースが挙げられます。パイロットプログラム施行後の 2016 年 10 月に、ロシアの公務員に約 475 ドルという非常に少額の賄賂を渡したことに伴って同社が DOJ 及び SEC に対して自主的な開示を行いました。これほど少額の賄賂行為を当局に対して自主的に開示する事例はこれまであまり存在しませんでした。パイロットプログラムの施行に伴い、今後はこのような事例も増えてくるのではないかと考えられています。

<sup>12</sup> 同一のケースで同一グループ内の複数の会社が処分の対象になっている場合、一件として数えています。

力が不十分であったとされた事案であり、また、General Cable Corporation のケースは、アンゴラ、バングラデッシュ、インドネシア、タイ及び中国における汚職行為が問題となったものであり、汚職行為の範囲や規模が非常に大きいものでした<sup>13</sup>。もっとも、BK Medical ApS 及び General Cable Corporation のいずれのケースも、パイロットプログラムに基づき、連邦量刑ガイドラインの罰金の下限の 30% の減輕 (BK Medical ApS) 及び下限の 50% の減輕 (General Cable Corporation) という大幅な刑の減輕が認められ、独立コンプライアンスモニターの選任も要求されませんでした。

この傾向から判断すると、DOJ は企業による当局への自主的な開示の要件を重視しており、自主的な開示以外の要件に問題があったり、汚職行為の範囲や規模が大きい場合等を除き<sup>14</sup>、自主的な開示を行った企業に対して不起訴処分を積極的に認めていく姿勢を取っているように見受けられます。

## 独立コンプライアンスモニターの選任

FCPA に違反した企業は、独立したコンプライアンスモニターの選任を要求されることがあります。2012 年 11 月に DOJ 及び SEC により公表された FCPA ガイドライン<sup>15</sup>によれば、独立コンプライアンスモニターの選任が適切か否かは各ケースの個々の事実関係や状況により判断されると説明されていますが、一般的には、FCPA 違反企業において効果的なコンプライアンスプログラムが実施されていない場合に独立コンプライアンスモニターの選任が求められると考えられていました。ところが近年では、当局に自主的な開示を行った企業は独立コンプライアンスモニターの選任を要求されにくく、他方、以下で検討するとおり、自主的な開示を行わなかった場合には独立コンプライアンスモニターの選任の要否が厳格に検討される傾向にあると考えられます。そのため、社内における効果的なコンプライアンスプログラムの実施の有無だけでなく、当局への自主的な開示を行ったか否かの事情も独立コンプライアンスモニターの選任の要否の判断に影響を与えているという評価も可能です。

パイロットプログラムの施行後、自主的な開示を行っている企業のうち独立コンプライアンスモニターの選任を要求されたケースは 1 件もありませんが、他方、自主的な開示の要件を充足していなかった 11 件のうち実に 9 件において独立コンプライアンスモニターの選任が求められています (本ニュースレター末尾の表をご参照下さい)。独立コンプライアンスモニターの選任が求められなかった残りの 2 件 (JPMorgan Securities (Asia Pacific) Limited 及び Rolls-Royce plc) では、DOJ が独立コンプライアンスモニターの選任を不要と判断する事情や DOJ が独立コンプライアンスモニターの選任の要否の判断自体を不要と考えたとも思われる事情<sup>16</sup>が存在したと考えられるケースでした。

なお、当局への自主的な開示を行わなかった Teva Pharmaceutical Industries Ltd. のケースでは、当局は同社が社内のコンプライアンスプログラム及び内部統制を強化していたことを認めながら、コンプライアンス強化に関する施策が採られたのが比較的最近のことであり、その施策がまだ検査されていないことを理由に独立コンプライ

<sup>13</sup> 返還すべき違法に得た利益の額は、典型的には汚職行為に起因する利益から計算されることから、特定のケースの不当利得の額が大きいことは、当該ケースにおける汚職行為の範囲や規模が大きかったことを示すと考えられています。General Cable Corporation のケースにおいて確定された違法に得た利益の額は約 55,000,000 ドルであり、他の不起訴処分が下されたケースでの違法に得た利益の額よりも遙かに多額に亘ることからすると、同ケースでは汚職行為の範囲や規模が相対的に大きかったと考えられます。

<sup>14</sup> パイロットプログラムには、DOJ が不起訴処分を認めるか否かに際して、FCPA 違反行為の重大性 (例えば、FCPA 違反行為に上級経営陣が関与しているか、当該企業の規模や資産に照らし、FCPA 違反行為により著しい利益を受けているか等) を考慮することが明記されています。

<sup>15</sup> <https://www.justice.gov/sites/default/files/criminal-fraud/legacy/2015/01/16/guide.pdf>

<sup>16</sup> JPMorgan Securities (Asia Pacific) Limited のケースでは、コンプライアンスプログラムの状態や同社が 3 年間定期的に DOJ 等にコンプライアンスプログラムの状況等について報告することについて合意したこと等が考慮され、独立コンプライアンスモニターの選任が不要と判断されています。また、Rolls-Royce plc のケースでは、同社が英国ベースの会社であること、汚職行為が英国、米国及びブラジルの当局との間で問題となっており、解決金の多くが英国当局に対して支払われていること (総額約 800,000,000 ドルのうち、約 605,000,000 ドルが英国当局に対する支払いとなっています。) 等から、FCPA 違反の対応策としての独立コンプライアンスモニターの選任等に関しても、DOJ 自身で判断することを避けたとも考えられます。

アンスモニターの選任（3年間）を要求しています<sup>17</sup>。このケースは、当局への自主的な開示を行わなかった場合には独立コンプライアンスモニターの選任の要否が厳格に検討される傾向にあることを裏付ける事例の一つと考えられます。

独立したコンプライアンスモニターを選任し、一定期間雇用しなければならないことに伴う費用は多額に亘る可能性があります。そのため、FCPA 違反の可能性のある行為が発覚し、企業が当局への自主的な開示を行うべきか否かを検討する場合には、自主的な開示の有無が独立コンプライアンスモニターの要否の判断に影響を与える可能性があるということも企業側が認識しておくべき重要な点であると考えられます。

## パイロットプログラムの運用上の問題点

パイロットプログラムの下での FCPA の執行状況は以上のとおりですが、同プログラムの運用に関しては問題もあります。

まず、パイロットプログラムによる企業に対する刑の減免措置等の判断について、DOJ の裁量の余地が多分に残されていることが挙げられます。確かに、パイロットプログラムの上記三要件を充足した場合、DOJ は企業に対して不起訴処分を下したり刑の軽減を認めることができることとされていますが、不起訴処分を下すのか、不起訴処分までは認めないとしても罰金額の下限の 50% の軽減を認めるのか、30% の軽減を認めるのか等の判断は、引き続き DOJ の裁量に委ねられています。上記のようにパイロットプログラム施行後に公表された具体的なケースを検討することによって一定の傾向を知ることはできますが、事例の蓄積がまだ少ないこともあり、企業側に付与されるメリットの透明性が必ずしも高くはありません。企業がパイロットプログラムの下で自主的な開示の有無を含めてどのような対応をすべきかを判断するためには、当該企業に求められる要件と、それにより企業側が受けるメリットがより明確になっている必要があります。

次に、当局に返還されるべき違法に得た利益の算定基準に不明瞭さが残ることが挙げられます。上記のとおり、パイロットプログラムの下で DOJ が不起訴処分を下す場合、対象企業は違法に得た利益を返還しなければならないとされています。もっとも、DOJ による不起訴処分には裁判所が関与せず、DOJ が対象企業に対して求める違法に得た利益の返還は当事者の同意により行われていることから、DOJ が対象企業に対して不起訴処分という餌をぶら下げ、対象企業が拒否し辛い状況の中で、必ずしも明確な基準や事実に基づかず恣意的に違法に得た利益を認定し、その返還に同意させるという運用を行うリスクが残ります。

## まとめ

本ニュースレターの冒頭で説明したとおり、パイロットプログラムは、企業側に汚職行為の自主的な開示等のインセンティブを与える仕組みになっていますが、公表事例を分析すると、その仕組みの下での積極的な運用を通じて企業側のインセンティブをより明確にしようとする姿勢を感じ取ることができます。また、不起訴処分が認められるか及び独立コンプライアンスモニターの選任が不要と判断されるかという点について、DOJ が当局への自主的な開示の要件を重視する傾向にあることも読み取れます。

既に過去に多くの事例が存在するとおり、米国企業の違反行為について共謀や幫助を行ったこと等を理由として、米国に子会社等の関係会社を有していない日本企業であっても米国の FCPA の対象となるリスクが存在します。したがって、日本企業においてパイロットプログラムに基づくメリットを追及するためにパイロットプログラムの各要件を充足させるべきかが問題となり、自主的な開示を行うべきかを判断しなければならない場面も十分に想定されます。

2015 年 7 月 30 日に経済産業省が公表した「外国公務員贈賄防止指針」及び 2016 年 7 月 15 日に日本弁護士

<sup>17</sup> <https://www.justice.gov/opa/pr/odebrecht-and-braskem-plead-guilty-and-agree-pay-least-35-billion-global-penalties-resolve>

連合会が公表した「海外贈賄防止ガイダンス」によれば、調査の結果、外国公務員等に対する賄賂行為の可能性が高いと判断される場合には捜査機関への通報や自首等の検討をすべき旨が定められています。実際にこのような行為が発見された場合に企業が具体的にどのような対応を取るかということが重要な問題となり、対応を誤った場合には経営陣の責任追及に繋がるリスクもあると考えられます。そのため、企業がFCPA違反への対応について意思決定を行うに際して、FCPAに関する理解の重要な一部として、本ニュースレターで紹介したパイロットプログラムの現在の運用に関する理解を深めておくことが重要です。

今後、DOJがパイロットプログラム自体を見直す可能性や、FCPAの法執行に関する方針を変更する可能性もあります。引き続きDOJの動向を注視することも重要であると言えます。

### パイロットプログラム施行後のDOJによるFCPAの法執行事例(DOJが公表した事例)

企業名	公表日	DOJによる処分内容	Disgorgementの金額	当局への自主的な開示	独立コンプライアンスモニターを選任の要否
Nortek, Inc.	6/3/2016	不起訴	291,403 ドル及び利息 30,655 ドル (SEC)	○	×
Akamai Technologies, Inc.	6/6/2016	不起訴	652,452 ドル及び利息 19,433 ドル (SEC)	○	×
Johnson Controls, Inc.	6/21/2016	不起訴 (但し、SECに対する民事制裁金 1,180,000 ドルの支払い)	11,800,000 ドル及び利息 1,382,561 ドル (SEC)	○	×
BK Medical ApS (Analogic Corporation)	6/21/2016	訴追免除合意 (NPA) に基づく 3,402,000 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 30%減)	7,672,651 ドル及び利息 3,810,311 ドル (SEC)	○	×
LATAM Airlines Group S.A.	7/25/2016	訴追延期合意 (DPA) に基づく 12,750,000 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 25%増)	6,743,932 ドル及び利息 2,693,856 ドル (SEC)	×	○ (27ヶ月)
HMT LLC	9/29/2016	不起訴	2,719,412 ドル (DOJ)	○	×
NCH Corporation	9/29/2016	不起訴	335,342 ドル (DOJ)	○	×
Och-Ziff Capital Management Group LLC	9/29/2016	訴追延期合意 (DPA) に基づく 213,055,689 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 20%減)	173,186 ドル及び利息 25,858,989 ドル (SEC)	×	○ (3年)
Embraer S.A.	10/24/2016	訴追延期合意 (DPA) に基づく 107,285,090 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 20%減)	98,248,291 ドル (SEC)	×	○ (3年)
JPMorgan Securities (Asia Pacific) Limited	11/17/2016	訴追免除合意 (NPA) に基づく 72,000,000 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 25%減)	105,507,668 ドル及び利息 25,083,737 ドル (SEC)	×	×

Odebrecht S.A.	12/21/2016	有罪答弁 (Plea Agreement) に基づく 4,503,600,000 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 25%減) <sup>18</sup> 。	N/A	×	○ (3年)
Braskem S.A.	12/21/2016	有罪答弁 (Plea Agreement) に基づく 632,625,336.81 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 15%減)	325,000,000 ドル (内訳:ブラジル当局に対して 260,000,000 ドル、SEC に対して 65,000,000 ドル)	×	○ (3年)
Teva Pharmaceutical Industries Ltd.	12/22/2016	訴追延期合意 (DPA) に基づく 283,177,348 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 20%減)	214,596,170 ドル及び利息 21,505,654 ドル (SEC)	×	○ (3年)
General Cable Corporation	12/29/2016	訴追免除合意 (NPA) に基づく 20,469,694.80 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 50%減) (SEC に対する民事制裁金 6,500,000 ドル)	51,174,237 ドル及び利息 4,107,660 ドル (SEC)	○	×
Zimmer Biomet Holdings, Inc.	1/12/2017	訴追延期合意 (DPA) に基づく 17,460,300 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 50%増) (SEC に対する民事制裁金 6,500,000 ドル)	5,820,100 ドル及び利息 702,705 ドル (SEC)	×	○ (3年)
Sociedad Química y Minera de Chile	1/13/2017	訴追延期合意 (DPA) に基づく 15,487,500 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 25%減) (SEC に対する民事制裁金 15,000,000 ドル)	N/A	×	○ (2年。但し、3年目の報告義務あり)
Rolls-Royce plc	1/17/2017	訴追延期合意 (DPA) に基づく 169,917,710 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 25%減)	N/A	×	×
Las Vegas Sands Corp.	1/19/2017	訴追免除合意 (NPA) に基づく 6,960,000 ドルの罰金 (連邦量刑ガイドラインの下限の 25%減) (SEC に対する民事制裁金 9,000,000 ドル)	N/A	×	○ (2年。但し、Independent Consultant)
Linde North America Inc.	6/16/2017	不起訴	11,235,000 ドル (DOJ)。但し、没収額も含む。	○	×
CDA Smith Inc.	6/29/2017	不起訴	4,037,138 ドル (DOJ)	○	×

2017年8月20日

<sup>18</sup> Odebrecht S.A.の支払能力を理由にさらに減額されています。

## [執筆者]

**塚本 宏達** (弁護士・パートナー)

hironobu\_tsukamoto@noandt.com

1998年京都大学法学部卒業。2005年 The University of Chicago Law School 卒業(LL.M.)。2005年～2007年に Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレーオフィス) に勤務。2000年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2015年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) パートナー。

ニューヨークを拠点として、日系依頼者が米国において事業活動を行うことに関連して生じる様々な問題について、紛争対応を含めて継続的に助言をしている。

**佐藤 恭平** (弁護士・アソシエイト)

kyohei\_sato@noandt.com

2006年早稲田大学法学部卒業。2008年早稲田大学大学院法務研究科修了。2015年 Fordham University School of Law 卒業 (LL.M. in Banking, Corporate, and Finance)。2009年弁護士登録 (第一東京弁護士会。2014年に留学のため弁護士登録を一時抹消し、2015年再登録。)、長島・大野・常松法律事務所入所。入所以来、M&Aを中心に様々なコーポレート案件に従事する。2015年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) に勤務し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国における企業法務に関するアドバイスを幅広く提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

## NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

Carnegie Hall Tower, 152 West 57th Street, 37th Floor  
New York, NY 10019-3310, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

## 長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、弁護士約 400 名が所属する日本有数の総合法律事務所です。東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えるほか、ジャカルタに現地デスクを設け、ヤンゴン及び北京にも弁護士を派遣しています。企業法務におけるあらゆる分野に対応できるワンストップファームとして、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update の配信登録を希望される場合には、<<http://www.noandt.com/publications/newsletter/index.html>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<[info-ny@noandt.com](mailto:info-ny@noandt.com)>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所から其他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。